



支援米の収穫

— 目 次 —

**特集 雇用対策と地方経済**

雇用悪化の実情と対策構想について	
—特集にあたって—	加瀬 和俊(4)
農林漁業の雇用推進対策は雇用対策になりうるか?	神山 安雄(6)
障害者の能力活用による農業・農村の活性化	山下 仁(14)
不況下で新規就農者は増加するか	内山 智裕(20)
経済危機下の地域経済と雇用問題	岡田 知弘(29)
シリーズ “どこへ行く 日本の食と農⑫”	
消えた「モカ」コーヒーと原産地との関係性	辻村 英之(40)

[時評] 様変わりする消費者の購買行動	
—食糧危機から経済危機へ—	(N・S)(2)

☆表紙写真「秋の日」新潟 弥田正蔵氏提供  
「農村と都市をむすぶ」2009年10月号(第59巻10号)通巻696

## 様変わりする消費者の購買行動

―食糧危機から経済危機へ―



わが国における食料消費の動向は僅かこの二年程の間に安全志向、国産志向から価格志向、輸入志向へと大きくふれ動いた。

まず昨二〇年度は世界食糧危機の年であった。国際穀物価格の暴騰に原油価格の暴騰が重なることによってこれまで安定的に推移してきた食料品価格は軒並み上昇に転じた。とりわけ輸入依存度の大きい食パン、即席めん、スパゲッティなどの主食類は一割を超え大幅な高騰となった。わが国食料供給基盤の脆弱性が国際市況の暴騰という外的インパクトにより一挙に顕在化したのである。

以上に輸入食料の安全問題がつけ加わった。輸入野菜の大宗をなす中国産について度重なる残留農薬問題、毒入りギョーザ問題などの不祥事が勃発し、二〇年度の中国産野菜の輸入量は対前年度比二〇%の大幅減少となったのははじめとして、輸入農産物が大幅に減少した。

このように消費者の間に輸入農産物の安定性、安全性についての不信感が蔓延し、国産志向へとシフトしていったのである。つまり同じ食料品を買うのなら多少価格は高くとも供給量・品質ともに安定しており、安全性も

保証されている国産品を選ぶという行動である。

以上は内閣府が三年ごとに実施している食料供給についての世論調査によっても十分に確認できる。これまで七〇%台で横ばいを続けてきた「将来の食料輸入については不安がある」と答えたものの比率が二〇年度調査ではいっきに九三%にはね上がっている。またそれを反映して食料供給のあり方についても「食料は外国産より高くともできる限り国内でつくる方がよい」、「米等の基本食料はできる限り国内でつくる方がよい」の両者をあわせて九四%と過去最高を記録している。このように世界食糧危機に見舞われることによってほとんどの国民は国産重視、安全重視へと動いたのである。

こうした志向が定着すれば、わが国農政の悲願である食料自給率向上にとって強い追い風となるはずであった。実際にも二〇年度「農業白書」はこの年にみられた「米食回帰」現象を取上げ、「一人当たりの米消費量の減少に歯止めがかかったとみられる」として、今後はこれを確実に増加させていくことが重要だと強調していたのである。

だがこうした政策当局の期待は完全に裏切られた。本二一年度に入ると食料品価格は全面的な低下基調に転じるとともに、米消費の減少、中国産野菜の輸入増加などかつての需給状況が再現する。重要なのはそうしたなか

でかつての消費者の価格志向・輸入志向が復活したと見られる点である。

本年五月に実施された日本政策金融公庫のインターネット・アンケート調査によると、消費者が食品を選ぶ際に重視する指標としてトップにあげられているのは「経済性」(安さ)であり五〇%となっている。つい半年前の同じ調査では「安全」がトップで四一%にのぼっていたのと比べてこの一年足らずの間に消費者の購買行動は完全に逆戻りしてしまったといっている。とするならばそれはいったいなぜか。

以上を規定したのは国際穀物市況の沈静化という対外要因もさることながら、基本的には経済不況の深刻化という国内的要因である。一〇〇年に一度といわれる大不況が雇用調整、賃金水準の切り下げ、金利・配当などの財産収入の激減、各種社会保障給付金の引下げなどを通じて消費者家計に対する圧迫を強め、家計所得は大幅に低下した。人によってはこの一年間の家計の実質収入減は一〇〇万円にもおよぶと推計するものもある。こうした家計の「危機」に直面して多くの消費者は食費を切りつめるために安い食品へと走ったのである。

こうした消費動向の変化をいち早く察知し、食品価格の値下げに動いたのがスーパー業界であり、昨年末から本年初めにかけて西友、イトーヨーカ堂、イオンの大手

三社が相い次いで食品価格の値下げを打ち出してきた。そしてそれはまたたく間に、中小スーパー業界、外食業界、コンビニ業界をも巻き込み、食品関連業界全体ではげしい値下げ競争がくり拡げられている。例えばスーパー、コンビニなどでは二〇〇円台という従来考えられなかった低価格の弁当がよく売れるという。こうした食品値下げ競争はその価格からいつて今後かなりの期間にわたって続くものと考えねばなるまい。

さて、以上は農政・農民にとってきわめてむずかしい問題を提起している。一年前の食糧危機下でならば、多少割高かでも消費者の安心、安全ムードに訴えることで国産農産物の販売を拡大することができた。だが最近ではそうはいかない。まず重要なのは価格であり、いかに国産であろうとも価格が安くなければ消費者は買わない。むろん消費者は多様であり、生活クラブ生協、パルシステム生協、らでいしゅぼーやなどのように不況下でも単価は高くとも安全性を追求するというグループが存在する。しかしそれらは少数派であり、食料消費の大勢を動かすようなものではない。

不況下の食料供給は、生産性向上によるコスト引下げと安全性の確保という二つ課題の両立をいまままで以上に強く迫られているのである。

# 雇用悪化の実情と対策構想について

## ―特集にあたって―

八月三〇日の総選挙によって民主党が四八〇議席中の三〇八議席を獲得、長い自民党政権が退場して民主党政権がスタートした。雇用問題はこの選挙の重用な争点であったが、労働者を「派遣」、「契約」、「下請」等の形に変え、それを入口として正規労働者の労働条件切下げ・実質的解雇をやりやすくして、企業が望むままに雇用の質的・量的調整をはかれるようにしてきた自民党政権への怒りが選挙結果に反映している。

昨年九月における投資会社リーマン・ブラザーズの経営破綻以降、金融不安が一挙に国際的に広がり、それが実物経済に波及して、クライスラー、フォードの破綻をはじめとする製造業大企業の不振、各国GDPの急落が生じた。日本でもキャノン、トヨタといった経団連幹部を輩出している企業を先頭に、大企業が違法行為を含めて人員整理を強行していることが大きな批判の対象となった。他方、地方経済は立ち直りの機会をつかむことができず、受注の減少の下で中小企業は生産の縮小、経費の切り詰めを迫られ、雇用調整が継続している。

大きく落ち込んでいた国民所得、企業収益は回復に転じたと言われているが、それは完全失業率・求人倍率を一層悪化させつつ実現している。景気回復が雇用情勢の回復につながるのではなく、雇用事情の悪化（雇用者減、労務コスト切り下げ、労働条件悪化）の成果として企業収益が回復しているという構図であって、「雇無き景気回復」の実態は「雇用犠牲による景気回復」というべき状況である。

民主党のマニフェストは雇用政策に関して、①月額一〇万円の手当つき職業訓練制度、②雇用保険の全労働者への適用、③派遣労働者の雇用の安定（製造現場への派遣の禁止）、④最低賃金引き上げ、⑤ワークライ

フバランスと均等待遇の実現の五項目を掲げている。労働者・失業者の意向を無視し、スポンサーである財界とその意を体した規制緩和論者のみを重用してきた自民党の政治手法に決別して、新政権が実質的効果のある対策を打ち出し、特定世代、特定階層にシワヨセが集中せずに、皆で生活を支え合う公平な社会を実現できるのかが問われている。

「完全失業者」三六〇万人に対する緊急対策はもちろん必要であるが、中期的に継続するであろう景気低迷局面における企業の労務対策を見通しながら、雇用政策を効果ある内容で実施していくことが大きな課題である。労働組合もまた、自民党政治の批判から転じて、民主党政権に実効ある政策を提言し、企業に対して具体的施策を要求し、時には負担を分かち合うための意思決定をすることも必要になる。

以上のような現状を念頭において今回の特集では、農村地域を含む地方における雇用に重点を置きながら、直近の状況を観察し、あるべき政策を展望する論文を収録することとした。まず、神山安雄氏には、農業における雇用奨励の政策についての解説とその効果についての分析をお願いした。山下仁氏には、経済的悪化のシワヨセを最も受けやすい障害者雇用の現状と課題について、農業における雇用実態にそくして論じていただいた。労働法の専門誌である『季刊労働法』が今年の夏季号で「障害者雇用の方向性を探る」と題する特集を組んでいるように、不況の下で障害者雇用にシワヨセが及ぶ危険性が高いからである。内山智裕氏には、今後の雇用情勢の悪化が農業後継者を増やすことになるのかどうかについて検討していただきたい。岡田知弘氏には、それぞれに特徴をもつ地方における雇用情勢の実態とその背景について論じていただいた。

雇用問題は私達自身の問題であり、雇用政策のあり方に対しては私達も責任を分かち持っている。この特集記事がそうした方向での議論に向けて役立つことが出来れば幸いである。

(文責・加瀬和俊)

# 農林漁業の雇用推進対策は

## 雇用対策になりうるか？

国学院大学兼任講師 神山 安雄

はじめに

世界金融危機・経済危機に対応した緊急経済危機対策として、二〇〇八年度二次補正予算、〇九年度予算、〇九年度補正予算のなかで、農林漁業部門においても雇用推進対策が予算化されていた。自動車産業・電機電子産業などは世界金融危機・経済危機の直撃を受けて、「派遣切り」に始まり正規労働者にまで至るリストラを強行していった。こうした事態に対応する雇用対策の一環として、農林漁業部門の雇用推進対策が位置づけられ、「経済危機対策」として予算化された。

ここでの課題は、農林漁業部門での雇用推進対策が、「経済危機対策」のなかの雇用対策として効果をもつことができるかについて検討することである。

まず、農林漁業部門の雇用・就業の現状と特徴について検討したうえで（1節）、農林漁業部門の雇用推進対策

の内容について検討することとする（2節）。

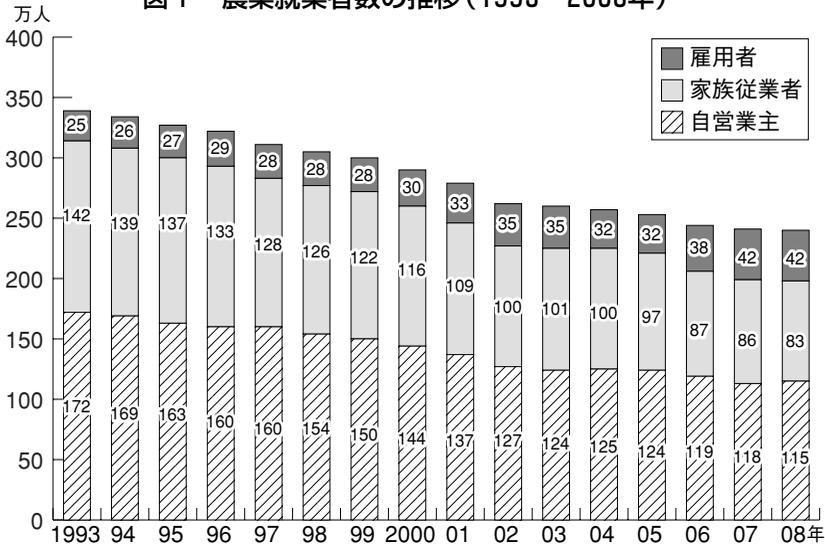
### 1、農林漁業の雇用と就業

農業部門の雇用者数は、二〇〇八年度四十二万人であり、一五年前の一九九三年に比べて一七万人増加した（図1）。林業部門の雇用者数は〇八年一万人、漁業部門の雇用者数は二万人であり、農林漁業全体で四五万人が雇用されている（総務省「労働力調査」）。

しかし、農業部門の就業者数は、自営業主が〇八年一五万人（一五年前に比べて五七万人減）、家族従業者が八三万人（同五九万人減）で、合計一九八万人である（図1）。自営業主と家族従業者の合計は、一五年前で一一六万人も減少している。雇用者数の増加は、自営業主・家族従業者数の減少分の一五%を埋めているにすぎない。

農業部門においては、広範に存在していた自営の家族経営がなだれをうって崩れさっている。その一方で、農

図1 農業就業者数の推移(1993~2008年)



資料:総務省「労働力調査年報」各年版、により作成

業法人などの大規模な雇用型経営が形成されてきているが、農業就業者数は全体として大幅に減少している。自営の家族経営の崩壊は、林業、漁業においても同様である。また、非農林業においても、自営の家族経営の多かった卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業などで自営家族経営の就業者数が軒並み減少している(労働力調査)。

自営家族経営が崩れさっていくなかで、農林漁業においては新規就業促進対策が実施されてきた。

他の仕事などをやめて新たに農業をはじめた新規就業者数(離職就業者数+新規学卒就業者数)は、バブル膨張期の末期である一九九〇年度の一・五七万人を底にして、九五年度四・八〇万人、二〇〇〇年度七・七一万人、〇三年度八・〇二万人、〇四年度八・一一万人と増加してきたが、その後は〇五年度七・八九万人、〇六年度七・二四万人、〇七年度六・四四万人、〇八年度四・九六万人と減少してきた(〇六年度以降は、表1のA+Bの数値)。

三九歳以下の新規就業者数も、九〇年度の〇・四三万人を底にして、九五年度〇・七六万人、二〇〇〇年度一・一六万人、〇二年度一・一九万人、〇四年度一・一八万人、〇五年度一・一七万人、〇八年度〇・八三万人と推移している。

表1 新規就農者（自営＋雇用）等の年齢別雇用

		39歳以下	40～59歳	60歳以上	計
新規学卒者 A	06年	2,450	30	－	2,480
	07年	2,250	－	－	2,250
	08年	1,940	－	－	1,940
離職就農者 B	06年	7,860	24,470	37,560	69,870
	07年	7,390	20,050	34,730	62,170
	08年	6,380	14,600	26,710	47,700
新規参入者 C	06年	700	920	560	2,180
	07年	560	720	460	1,750
	08年	580	800	580	1,960
雇用就農者 D	06年	3,730	2,100	680	6,510
	07年	4,140	2,280	880	7,290
	08年	5,530	2,360	510	8,400
法人就職者 E	06年	990	490	120	1,590
	07年	1,200	850	400	2,440
	08年	1,280	810	140	2,240
自営就農者 F (A+B+C)	06年	11,010	25,420	38,120	74,530
	07年	10,200	20,770	35,190	66,170
	08年	8,900	15,400	27,290	51,600
新規就農者 (自営＋雇用) F+D	06年	14,740	27,520	38,800	81,040
	07年	14,340	23,050	36,070	73,460
	08年	14,430	17,760	27,800	60,000
合 計 F+D+E	06年	15,730	28,010	38,920	82,630
	07年	15,540	23,900	36,470	75,900
	08年	15,710	23,940	27,940	62,240

資料：農林水産省「新規就農者調査結果」各年版、により作成

注) 「新規学卒者」は、新規学卒就農者。

「離職就農者」は、(自営農業就農者－新規学卒者)。

「新規参入者」は、土地や資金を独自に調達し新たに農業経営を開始した者、および農業参入した一般企業等(特定法人)の経営責任者のうち1人。

「雇用就農者」は、農業法人等に新たに雇用され、農作業を行っている者。

「法人就職者」は、農業法人等に新たに雇用されたが、農作業を行っていない者。

これまで、新規就農者数は、好況期に減少し、不況期に増加するという動きを示してきた。しかし、今回の大不況期では、その動きをまったく異ならせている。農家出身の離職就農者と新規学卒就農者は大きく減少し、農業法人等に新たに雇用されて農作業に従事している雇用就農者が増加している(表1)。この間に肥料・農薬・飼料など生産資材価格が高騰して農業生産コストをいちじろしく上昇させたのに対して、農畜産物価格はほとんど上昇せず、むしろ下降している。農畜産業の交易条件は悪化している。そのために、自営農業への新規就業は、減少をつづけているのである。

製造業等でリストラが進み、その結果、農家以外の出身者が大半である雇用就農者数が、増加する結果となっている。また、農家以外の出身者である新規参入就農者数も、〇八年には多少回復していった。

農業部門の雇用者数の増加が加速していることは、その表れだといえる。しかし、農林漁業全体の雇用者数四五万人は、総雇用者数五五二四万人(〇八年一月、原数値)の〇・八%にすぎない。完全失業者数二六五万人(〇八年平均)に対しては、一七%という数値である。

そもそも農林漁業就業者数二六九万人は、総就業者数六三三五万人(〇八年平均)の四・二%にすぎない。絶対数からみれば、農林漁業の労働市場は狭く、就業の場は

狭められてきたのである。

しかし、非農林業が雇用者数を大幅に減少させ、失業者数を大幅に増加させていくなかでは、唯一、農業が雇用者数を増加させていることが注目されていた。

## 2、農林漁業の雇用推進対策

〇八年度補正予算の「緊急対策」や〇九年度補正予算の「経済危機対策」より以前においても、農林漁業の雇用推進対策は実施されてきた。「緊急対策」や「経済危機対策」などは、これまでの対策を大幅に拡充した性格が強い。だが、「経済危機」のなかで、農林漁業の雇用推進対策に本格的に乗りださざるをえなかったのである。

これまでの農林漁業の雇用・就業促進対策は、①農林漁業への新規就業・雇用の相談窓口等の整備、②新規就業に向けた技術・経営研修の推進、③数は限られていたが雇用形態でのOJT研修(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の実施——が中心であった。今回、この雇用形態でのOJT研修が雇用対策の一環として位置づけられ、大幅に拡充された。以下で、その内容をみていく。

### (1) 新規就業・雇用の相談活動等

〇八年度補正予算の「緊急対策」では、農林漁業への新規就業対策における相談窓口等の整備が、雇用推進対

策として位置づけられ、強化された。

厚生労働省の職業安定行政と農林水産省の農林漁業への新規就業対策は、二〇〇三年五月の『農林業をやってみよう』プロジェクト』によって、連携協力関係が築かれていた。求人情報と新規就業相談窓口のホームページをリンクすることにはじまり、全国と都道府県の新規就業相談センターを開設する団体が無料職業紹介所を開設し、都道府県内のハローワークに一か所ずつ（東京は二か所）就業等支援コーナーを設置する等、連携が強化されていた。また、県立農業大学校などを職業能力開発施設として在籍中は雇用保険を支給する仕組みも数県で実施されていた。

○八年度補正予算の執行体制では、厚労省と農水省との間で農林漁業の雇用拡大連絡会議が設置された。その下で、厚労省側の情報提供機能を強化し、農水省側は本省から地方農政事務所までに農林漁業雇用相談窓口を設置し、従来からの新規就業相談センター・林業労働力確保支援センター・漁業就業者確保育成センター等の機能を、都道府県・市町村の協力を得ながら強化しようとする仕組みであった。ここでは、もっぱら雇用を拡大するために、農林漁業・農山漁村の求人情報を掘り起こし、雇用形態での農林漁業研修や人材育成支援の事業にむすびつけようというものであった。

○九年度補正予算で厚労省が都道府県に基金を造成する「ふるさと雇用再生特別交付金」（二五〇〇億円）、「緊急雇用創出事業」（一五〇〇億円）が実施されると、これらの交付金・事業を活用する雇用拡大も含めて、個別相談・情報提供等の連携協力体制が敷かれていった。

農林漁業の雇用拡大といっても、農林漁業の雇用者数は○八年現在で四五万人という狭い労働市場である。「ふるさと雇用再生」など農林漁業関連・農山漁村関連の雇用拡大による地域活性化の視点をもった対策が必要だったのである。

## (2) 農林漁業の雇用推進対策

農林漁業の雇用推進対策は、雇用契約を短期間（一年もしくは六か月）むすんだうえで、農林漁業の実践的な体験研修をおこなう事業が中心である。これに加えて、「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）など研修派遣を実施するコーディネート機関に対する支援、公共事業の実施などによる雇用拡大対策が主である。

### 〔雇用型研修〕

雇用契約を一定期間むすんだうえで農林漁業の実践的体験研修をおこなう事業は、農・林・漁業それぞれで実施されている。

「農」の雇用事業は、農業法人等で一年間、農業の実践的研修をおこなう事業で、雇用研修者を受け入れた農業法人等に対して研修経費の一部助成がおこなわれる。

「農」の雇用事業は、○八年度補正予算では一〇〇〇人分、○九年度補正予算では二〇〇〇人分が措置された。受け入れた雇用研修者一人に対して、研修経費の一部助成として月額九・七万円が一か月分、交付される。○九年度補正予算では、研修経費の一部助成に加えて、住居手当・交通費手当として月額三・六万円以内が措置された。

事業実施団体に基金を造成して、これを取り崩して研修経費一部助成の交付金支給に充てる仕組みである。

「農」の雇用事業の○八年度補正予算(一〇〇〇人分)では、農業法人等一〇五七経営に対して研修者一二二六人分が採択された。

「緑の雇用担い手対策事業」は、林業への就業に意欲をもつ者に対する技術習得研修(OJT研修)経費を一部助成するものである。基本研修(一年目、二〇〇日程度)は、植付け・下刈り・間伐など基本的技術・技能習得研修。技術高度化研修(二年目、一〇〇日程度)は、より高度な伐出技術・技能研修。それぞれ研修者一人当たり月額九万円が、受け入れ林業事業体に交付される。森林施業効率化研修(三年目)は、効率的な施業技術研

修を森林整備と一体的におこなうもので、森林一ha当たり四〇万円が交付される。

「緑の雇用担い手対策事業」は、○八年度約一三〇〇人の研修が実施されていたが、雇用促進対策として○八年度補正で住居手当・資格取得経費等として研修者一人当たり月額二万円が交付された。

○九年度予算では、○八年度と同様に事業を実施していたが、○九年度補正予算で新たに四〇〇〇人分が追加された。

漁業担い手確保・育成対策事業は、就業関連情報の提供、講習・体験、漁業就業相談会をおこなう事業だが、漁業現場での実践的な研修経費の一部として研修者一人当たり最大月額二九・四万円を最長一二月間、受け入れ漁業者等に交付している(○八年度の長期研修者九七人)。○八年度補正予算では、沖合・遠洋漁業の研修期間を二年間に延長する等の措置がとられた。また、○九年度補正予算では、長期研修一〇〇〇人分が追加されている。

以上のように、「農」「緑」「漁業(青)」の雇用型研修事業は、農林漁業者の高齢化・担い手不足が進んでいることに対応した人材確保・育成対策の性格をもっている。とくに農業法人は、農業生産事業だけでなく加工・販売・観光交流事業など経営を複合化・多角化しており、多

様な人材を求めている。しかし、農林漁業の交易条件は悪化しており、経営環境は厳しい。そのため、畑作園芸地帯や畜産経営で、賃金水準を極端に抑えることのできる外国人研修・実習制度の利用が増えている。その意味では、農林漁業の雇用型研修事業は、人件費支出を抑えながら人材確保・育成のできる仕組みとして歓迎されている。だが、雇用拡大としての大きな絶対数は期待できない。

### 〔地域活性化と雇用拡大〕

「田舎で働き隊！」事業は、農山漁村の活性化のリーダーとなるような人材を育成するために、農山漁村での実践的な研修を仲介する機関・組織などを支援する事業である。○八年度補正予算では、一〇日間程度の短期研修（八〇〇人程度、研修手当一人一日七〇〇〇円）、○九年度予算では、最長一年間の長期研修（五〇人程度、研修手当一人月額一四万円＝うち国費助成七万円）、○九年度補正予算では助成人数の追加（六億円）がおこなわれた。

○九年度補正予算では、「田舎で働き隊！」など都市と農山漁村の共生・対流の促進（八〇億円）、農商工連携の推進（二三二億円）が措置された。

また、厚労省による基金造成の事業である「ふるさと雇用再生特別交付金」（二五〇〇億円）、「緊急雇用創出事

業」（一五〇〇億円）でも、農林漁業関連の事業が実施されている。

「ふるさと雇用再生特別交付金」は、都道府県が民間企業などに委託して地域の求職者等を雇い入れる場合の経費を支給するもので、新規雇用労働者の雇用期間は原則一年以上（更新可能）である。農業法人等の規模拡大や多品目化、加工分野への進出のための雇用、失業者等の新規雇用などに利用されている。

「緊急雇用創出事業」、地方公共団体が民間企業やシルバー人材センター等に業務委託し、非正規労働者や中高年齢者などの一時的な雇用をつくり出す事業。新規雇用の労働者の雇用期間は六か月未満（原則更新不可）である。農林水産物の販路拡大のための調査やデータ入力にかかわる雇用や、耕作放棄地の復旧や森林整備などにかかわる雇用などに利用されている。

### まとめにかえて

以上のように、農林漁業の雇用推進対策は、農林漁業分野からの人材確保・育成対策の性格が強い。また、雇用量も絶対数が小さい。

二〇〇九年七月の完全失業者数は三五九万人、完全失業率五・四％となった。○九年一月の完全失業者数二七七万人、完全失業率四・二％にくらべて一段と深刻さが

増している。雇用確保・拡大が急務の課題である。

大不況下のリストラは、派遣労働者など非正規労働者にはじまり、いまや正規労働者にまで及んでいる。これに対して、農林漁業分野による雇用拡大は、その絶対数が小さいことはもちろんだが、雇用形態であるとはいえない長い期間の研修を求め、できれば一定年数の就業が可能となる人材を求めている。その間には、ミスマッチの生じる可能性が大きい。

農林漁業経営が安定して持続できる政策を確立して、農林漁業とその関連分野での就業の場を確保することが、農山漁村の就業・雇用の場を確保することにつながる。輸出拡大に依存する自動車産業・電機電子産業などが輸出の大幅な減退によって失速していることがもたらしている大不況からの脱却は、資源・環境重視の国内需要の回復、そのための農林漁業政策の確立という政策的視点が重要だといえよう。

# 障害者の能力活用による農業・農村の活性化

農研機構農村工学研究所農村計画部 契約研究員 山下 仁

## 1、はじめに

### (この不況下で農業分野の障害者就労は?)

障害者からの農業分野での雇用に対する熱い思いは、平成一七年に成立し、一八年に施行された障害者自立支援法により、障害者の就労に関して福祉的就労から一般就労(雇用)への移行が推進されたことにあわせ、農業分野で障害者就労受入れを先進的に取り組む事例が、障害者側に徐々に認知されるようになったことによるものである。

一方、農業分野の雇用に関しては、近年の経済的不況により、一般の失業者の農業分野での就労希望の増加を受ける形で活性化しており、障害者にとっては、逆に雇用受入れに関してきびしい状況がある。

農業分野での障害者の能力活用は、「二一世紀新農政二〇〇八」の中で、多様な人材が活躍できる環境づくりと

して謳われ、障害者の心身リハビリ効果や工賃向上、生きがいづくりに対するメリットばかりでなく、農業経営にも、多様な労働力の確保や社会的な要請への貢献といったメリットがあるとして、近年注目されている。

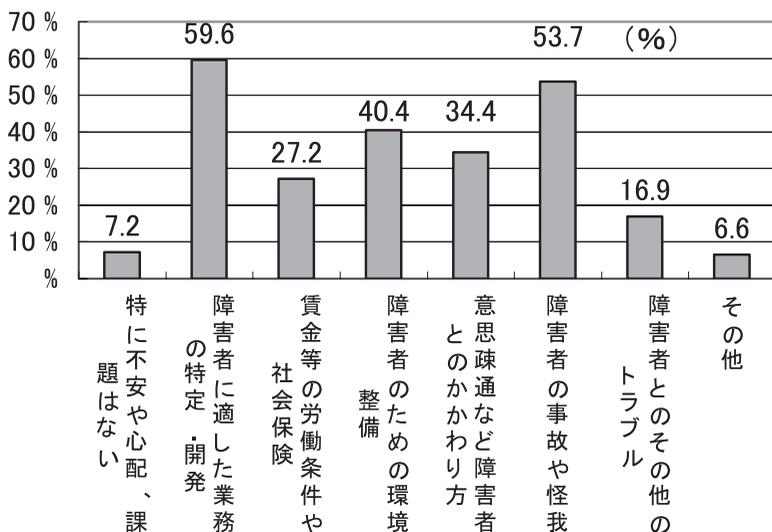
そこで本稿は、これまでに筆者が農業分野での障害者就労の受入れに関する調査研究に携わった経験を通じて得た、障害者の持てる能力を最大限活用して、障害者ばかりでなくまわりの人全てが元気になるための農業・農村の活用化の方策について考える※1。

## 2、農業法人等の受入れ状況(法人アンケート)

### トから) 障害者就労の受入れの現状は?

障害者就労の受入れについては、基本的な人権や共同参画社会の実現の観点から言えば、農業分野に限らず、従業員を雇用するすべての事業所(農家・農業法人もその中に含まれる)が負う義務であるが、現実的には、民

図1 障害者の受入れに対する不安や心配(N=456)



間企業の法定雇用率一・八パーセントに依拠する一人以上の雇用が求められる従業員数五六人以上の企業を対象にされることが多い。そこで、農業分野における障害者雇用の実態と意識に関して、普段から従業員を雇用している農業法人が、現在障害者を雇用しているか否か、障害者雇用に対する関心はあるか、障害者を雇用する場合に、不安や心配にはどんなことがあるか等について尋ねた。対象は、日本農業法人協会の会員一七〇七法人（平成二〇年六月時点）である。有効回答は、四七六法人、回収率は二八パーセントであった※2。

農業法人における障害者の雇用状況については、四五四法人中、現在雇用しているが七三法人（一六パーセント）、雇用したことがあるが現在は雇用していない六八法人（一五パーセント）、これまでに雇用したことがない三三三法人（六九パーセント）と、過去に経験ありを含めても、雇用に関わったことがある法人は、三割と、雇用未経験の法人が過半数以上を占める（図は省略）。

ここで、雇用経験ありの法人を含め、障害者の雇用に対する不安や心配の内容を尋ねたものが図1である。回答の多い内容を見ると、障害者に適した業務の特定・開発が約六割と最も多く、ついで、「障害者の事故や怪我」（五四パーセント）、「障害者のための環境整備」（四〇パーセント）、「意思疎通など障害者とのかわり方」（三四



写真1 ホウレンソウの黄葉取り補助作業

パーセント)などの回答が上位を占める。これらのことは、農業法人が障害者雇用を考える際に、障害者にどんな仕事をまかせられるか、事故・怪我があったとき、どう対応したらよいか、障害者を雇うために特別な施設の整備は必要か、などについて、情報が少ないことを表している。

### 3、障害者の農作業事例

(障害者はどんなふうに通っている?)

先にみたアンケートの結果のように障害者が農業分野でどのような作業ができるのか、しているのかを知らない、見たことがないという意見を農業分野での障害者就労の受入れの調査をしていくと聞く。筆者も、障害者の調査研究で現場を見るまでは、健常者にもきついと言われる農作業が障害者に出来るのかと、働く姿が想像できないでいた。しかし、実際に現場を見る機会が増えてくるに従い、二つの思い違いをしていたことに気付く。

一つは、一口に障害者と言っても、障害の種類や、障害の重さで、健常者とはほとんど変わらない作業ができる人と、障害が重く、なかなか一般の作業は難しい人まで、様々であること。二つ目として、障害者にぜひ担当して欲しい農業経営者にとって不可欠な作業も、畑の石拾いから、トレーの洗浄、出荷用のダンボール箱の組み立て

から、大型機械を操作する作業まで様々あるということである。ここで、農家が障害者を使って（受入れて）、農業生産している先進事例の中から二つの事例について紹介する。

### 事例① 葉菜の出荷調整作業の補助作業

事例①は、葉菜（事例はホウレンソウ）の出荷調整作業のうち、補助作業の根切り、黄葉取り、汚れのふき取りを行っているものである（写真1）。この作業では、畑から収穫してきたホウレンソウについて、比較的容易な作業である根切り、黄葉取り、汚れのふき取り作業を障害者が担当し、判断が必要となる、規格（大きさや品質）による選別と計量作業を障害者とペアになった健常者のパート従業員が行うもので、健常者は、障害者が行った作業の最終チェック（黄葉の取り残しがあった場合でも、あとに作業する健常者が取ることで、ある程度、障害者の行う作業をフォローする）を行う。

### 事例② 観賞植物の出荷調整作業の補助作業

一方、事例②は観賞植物（事例はムラサキシキブ）の出荷調整作業の補助作業で、出荷段階の鉢花について、鉢に残った雑草をピンセットで摘み取り、肥料粒を置いた後で、商品名と育て方の解説が書かれたプレートを持ち、透明フィルムを被せるまでの一連の作業を行うものである（写真2）。



写真2 観賞植物の出荷調整作業の補助作業

写真の女性従業員は中度の知的障害がある。彼女の場合、作業を完全に覚えるのに丸一年以上、時間がかかったが、現在では雇用されている農園になくはならない存在になっていると経営主は言う。

#### 4、障害者の受入れ手法

##### (作業工程の分割による職域の拡大の事例)

では、実際に障害者に農作業を担当させる場合、どのような点に注意すれば、障害者の能力を十分に活用できるのか、受け入れ先の事例から学んだ方法について紹介したい。

障害者でも可能な農作業の種類を広げていくための手法の一つに、作業工程の分割がある。普段は何気なく健常者のパート従業員に、「これの次にあれをやって、それが終わったら、〇〇の作業をやって」というように、一つのまとまった作業の時は、一回の説明で頼むことが少なくない。しかし、障害者によっては、一度に複数の作業を覚えられないことがあるばかりでなく、それらの作業の中に、例えば、果樹の色づきやシイタケのかさの開き具合など、微妙な判断が必要となる作業が含まれるために、そこでつまづいてしまう場合がある。

##### 事例③ 作業工程の分割(挿し穂取り・挿し芽作業)

次に紹介する事例は、観葉植物(事例は初雪カズラ)

の穂先を切り取って、別のポットに挿してゆく「挿し穂取りと挿し芽」の作業である(写真3)。

この事例では、①目安棒を使い、挿し穂(挿し芽)を取る(右二つの写真)、②ポットに土を入れる(写真省略)、③目安棒を使い、あらかじめ土に穴を空ける(左上写真)、④穴の中に挿し芽を挿す(右下写真)、の四つの作業に作業分割を行っている。このうち、①の作業は、どの部分を切ればよいか等、やや判断が必要となる作業であり、出来る障害者と出来ない障害者に分かれる作業である。また、④の作業は、③の作業の段階であらかじめ穴を空けることで、④の作業のときに深く挿しすぎないよう工夫を施している。

このように、一連の作業を四つの工程に分割することにより、様々な障害者が関れるようにした事例である。

#### 5、障害者の能力活用による農業農村の活性化に向けて(誰もが能力発揮出来る環境づくりへ)

本稿は、障害者が行う農作業の事例を紹介しながら、農業分野における障害者の能力活用についてみてきた。最後に、あらためて今回の特集テーマである「雇用対策と地方経済」という視点から障害者の能力活用について振り返りたい。

農業分野での障害者就労の受入れは、依然として「福



写真3 作業工程の分割（挿し穂取り・挿し芽作業）

社的な理由で雇用してあげている」という見方をする人が少なくない。しかしながら、今回紹介した事例のように、障害者の能力活用の仕方によっては、まだ多くの経営的な発展機会があることに気付かされる。また、同時に、農業分野での障害者の能力活用が農業・農村の活性化につながるよう、さらなる研究や情報発信を行ってきたい。

注

※1 本報告は、農村工学研究所が農林水産省経営局から受託した農村生活総合調査研究事業における農業分野での障害者就労の促進方策に関する調査研究の成果の中から、筆者を中心に担当した部分を参考にしている。詳しくは、文献1、文献2、文献3を参照のこと。

※2 調査は、平成二〇年五月から六月にかけて実施した。留め置き・郵送による配布回収。

参考文献

- 1) 山下仁、平成一九年度農村生活総合調査研究事業報告書「農業分野における障害者就労の手引き―作業事例編―」、農研機構農村工学研究所、二〇〇八年
- 2) 山下仁他、平成二〇年度農村生活総合調査研究事業報告書
- ④「農業分野における障害者就労の受入れ手法の検討」、農研機構農村工学研究所、二〇〇九年
- 3) 山下仁、平成二〇年度農村生活総合調査研究事業報告書「農業分野における障害者就労マニュアル」、農研機構農村工学研究所、二〇〇九年

# 不況下で新規就農者は増加するか

三重大学大学院生物資源学研究所・准教授 内山 智裕

## 一、はじめに

本稿に与えられた課題は、昨今の不況が農業後継者の動向にいかなる影響を与えるかである。ただし、農業法人等に雇用される形で就農する「雇用就農者」が近年増加しつつある現状に鑑みれば、農家の後継者に限定されがちな「農業後継者」より幅広い概念である「新規就農者」の動向を考察した方が問題をよりの確に把握できるため、本稿では新規就農者を取り扱う。そして、結論を先取りして言えば、不況によって新規就農者は多少なりとも増加することが期待できるものの、我が国農業で進行している労働力のぜい弱化の状況からすれば、その効力は極めて限定的であると言わざるを得ない。

## 二、自営農業における新規就農者の減少

平成二二年八月に公表された平成二〇年度「新規就農

者調査（農林水産省）によれば、平成二〇年の新規就農者は六万人であり、前年度より約一八％減少した。その内訳は、自営農業就農者（いわゆる農家に就農した者）が約二三％減であったのに対し、雇用就農者は約一五％増、新規参入者（土地・資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者）は約一二％増である。すなわち、新規就農者を構成する三つのカテゴリーのうち二つでは増加が認められるが、大きな減少が見られた「自営農業就農者」が全体の八割以上を占めているため、新規就農者全体としては大幅に減少した形になっている。なお、平成一八年度におけるデータと比較すると（表1）、平成二〇年までの二年間で自営農業就農者は三割減少している。さらに、新規参入者についても減少していることがわかる。すなわち、新規就農者のうち、増加しているのは雇用就農者のみであり、親元を継ぐか（自営農業就農者）、新たに農業経営を立ち上げるか（新規参入者）に関

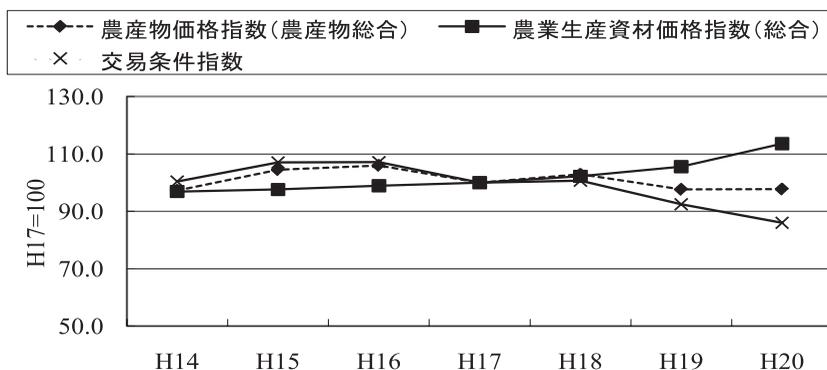
不況下で新規就農者は増加するか

表1 新規就農者の最近の推移

単位:人・%	H18	H19	H20	H18→H20 の増減率
自営農業就農者	72,350	64,420	49,640	-31.4
雇用就農者	6,510	7,290	8,400	29.0
新規参入者	2,180	1,750	1,960	-10.1
新規就農者計	81,040	73,460	60,000	-26.0

出所：農林水産省「新規就農者調査」各年度版

図1 農業価格指数の推移（出所：「農業物価指数統計」）



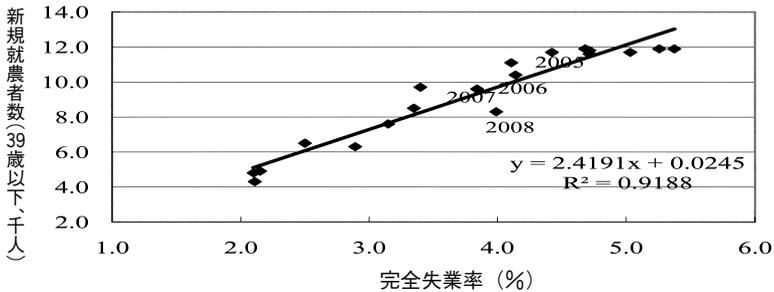
ならず、自営型の新規就農者は減少していることがわかる。この減少については、調査期間である平成一八年から平成二〇年の多くの期間で景気はむしろ回復傾向にあり雇用情勢は改善されていたといった農業外部の要因（プル要因）、資材価格の高騰や農畜産物価格の低迷といった農業内部の要因（プッシュ要因）などが新規就農者の増加にそれぞれマイナスに働いたことが理由として考えられる。したがって、雇用情勢が悪化すれば、マイナス要因はいくらか緩和されるだろうが、農業の収益性の改善が見られなければ、その「効果」は限定的だと考えられる。

### 三、新規就農と農業の収益性・雇用情勢との関係

そこで、雇用情勢として失業率、農業経営の収益性として農業物価指数の動向について概観する。図1は、農業物価指数の推移を眺めたものである。農産物価格の総合指数（平成一七年＝一〇〇）は、コメが不作だった平成一五年を除き一貫して低下しているのに対し、農業生産資材指数は一貫して上昇しており、交易条件指数（農産物価格指数を資材指数で除したものは一貫して低下

図2 完全失業率と新規就農者数（39歳以下）の相関（1990年以降）

（総務省「労働力調査、農林水産省各種統計」）



し、平成二〇年には八六・〇まで低下している。資材価格の高騰が一服するにしても、このような交易条件の悪化を経営努力によって吸収するには限界があり、農業内部の要因から新規就農者を増加させる展望は描きにくい。

一方、農外の雇用情勢と新規就農者の関係についてみたのが図2である。同図は、一九九〇年以降の完全失業率（年平均）と三九歳以下の新規就農者数の関係プロットしたものであるが、失業率と新規就農者数の間に

は極めて高い相関関係が存在することが改めて確認できる。ただし、以下の二点で留意が必要である。第一に、同図の一次近似式によれば、完全失業率が一%上昇すると三九歳以下の新規就農者数が約二百人増加することが見込まれる。見方を変えれば、その程度の効果しか見込めないし、失業率が高まれば農業の収益性にも当然悪影響を及ぼすため、新規就農者の増加にはマイナス面も出てくる。第二に、二〇〇八年の完全失業率は四・〇%であり、一次近似式の通りに行けば新規就農者は増えてもよかったが、実際には減少した。その結果、二〇〇八年のプロットは、近似式よりも下方に位置している。これは、不況になれば新規就農者が増えるといった単純な話ではない（農業の収益性が悪化すれば不況でも就農も留意する必要がある。一九九八年から二〇〇六年まで三九歳以下の新規就農者が毎年安定して一万人を越えていたのは、一九七一一一九七四年生まれの「団塊ジュニア」世代が就農予備軍の母集団を形成していたことが大きいと予想される。母集団が大きければ、結果として新規就農者の絶対数も大きくなると考えられるためである。しかし、その団塊ジュニア世代も二〇一一年以降は続々と四〇歳代に突入していく。二〇〇八年における三九歳以下の新規就農者数の減少は、雇用情勢や農業の収

益性といった時事的な事情を反映したことだけでなく、団塊ジュニア世代が、家庭や仕事の事情などで新規就農（離職就農）のタイミングを失う年代へと突入しつつあることも示唆していると考えられる。

#### 四、雇用就農者の動向

新規就農者のカテゴリーの中で唯一増加傾向を示している雇用就農者の今後はどのように展望できるだろうか。

雇用就農者についてのデータは最近から計測が始まったため、その動向は必ずしも明らかでないが、平成二〇年度食料・農業・農村白書においても、「年々増加する農業生産法人等が、若い新規就農者や非農家出身者の重要な就職先となっている」と指摘されるなど、新たな就職形態として注目されている。さらに、平成二〇年度および二一年度に実施されている「農の雇用事業」では、これまで以上に延べ二二三七の経営体に三〇六一人が新規に雇用（平成二〇年度補正予算枠において一〇五七経営体・一二二六人、二一年度に一一八〇経営体・一八三五人）されるなど、農業法人等への雇用就農者の増加を後押ししようとする政策意図が確認できる。平成二〇年度の雇用就農者が八千四百人であることに鑑みれば、今回の事業はその三分の一超を新たに創出しようとする意欲的な

取り組みとなっている。

自営型の新規就農が難しくなる中、初期投資を必要とせず、給料や研修手当を得ながら経営技術などを学ぶことができ、さらにはのれん分けなどの方法で独立の機会もうかがうことができる雇用就農は、新規就農者数の拡大に一定の役割を果たすことが期待される。

しかしながら、雇用就農の増加が将来的な担い手の増加につながるかといえば、そこには一定の留保が必要である。

第一に、雇用就農者が将来的に雇用された農業法人などで経営に参画したり、独立して自営農業を行う可能性がある一方、実際には途中退職が多くみられるなど定着率に課題を抱えている。一般産業において、新規学卒者が就職後三年後に離職する割合が、中卒七割、高卒五割、大卒三割となる「七五三現象」は、農業にも当てはまるか、離職率はそれ以上に高いことが予想される。

第二に、今回の「農の雇用事業」が与えるインパクトである。詳細については節を改めるが、農業法人等が新たに人材を雇用するには、事業規模を拡大することが前提条件となる。そして、不況下では事業規模を拡大することは一般的に容易ではない。このような状況下で政策支援に呼応して雇用を導入した農業経営は、その反動で当分の間新規雇用を控えるかもしれない。すなわち、「農

の雇用事業」は、雇用就農者を短期的に増加させる効果を持つが、それは本来ならば翌期以降に予定されていた雇用を前倒しさせるだけで、中期的にみれば雇用を促進する効果が極めて薄い可能性もある。

このように、短期的には雇用就農は増加が見込まれるものの、それが将来的な担い手確保・育成に結実するかどうかは、今後の動向を見極めなければならない。

## 五、「農の雇用事業」などの政策支援の動向

「農の雇用事業」は、農業法人等が新規就業者を雇用し研修を実施する場合に、研修費用の一部を農業法人等に助成する事業であり、全国農業会議所が事業実施主体となっている。具体的な内容は、農業法人や農家が新たに雇用して研修を行う場合、研修費用を月額九万七千円を上限に最長一二ヶ月間助成するものである。支援対象となる主な経費は、法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費、外部の研修会等の参加に要する交通費、研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料などであり、平成二一年度の追加募集では新規就業者の住居手当、通勤手当等も月額3万3千円を上限に助成対象となった。事業の採用実績などは既に示した通りである。また、「農の雇用事業」が国の事業として行われているのに対し、都道府県レベルで追加の支援措置が行われている

る所もある。企業整理等をやむを得ず離職した者の再就職を支援し、公共職業安定所の紹介により離職者を雇い入れた農業法人に助成金を支給する「農業法人雇用創出奨励金（宮城県）、国の事業よりも緩やかな条件で農業経営が新たに就農希望者を雇用するために必要な経費の一部を助成する「新規参入希望者トライアル雇用支援事業（以下：トライアル事業）」（三重県）などがある。ここでは、三重県を事例に、「農の雇用事業」および「トライアル事業」についてみていきたい。

「農の雇用事業」については、三重県では延べ五五経営体で八九名の雇用について採択された（平成二〇年度補正分で二八経営体・三〇人、平成二一年度の追加募集で三七経営体・五九人）。このうち、平成二〇年度補正分で採択された二八名の雇用者（研修生）を見ると、三〇歳代以下が多くを占めている（表2）。県内の申請窓口である農業会議の担当者によれば、雇用側の二八の農業経営体に非法人が六経営体含まれるが、多くは法人経営である。また、部門は水田を初めとした土地利用型、施設園芸、果樹、茶などの工芸作物、畜産など多岐にわたっている。申請した農業経営には、農業会議がこれまであまり関わってこなかったところも含まれており、潜在的な雇用導入需要を当事業が掘り起こしたともいえる。一方、被雇用側については、就業条件が「三〇歳で月給一

不況下で新規就農者は増加するか

表2 「農の雇用事業」対象の研修生等の年齢構成（三重県）

年齢	10代	20代	30代	40代	総計
人数(人)	2	12	10	4	28
割合(%)	7.1	42.9	35.7	14.3	100.0

(聞き取りによる/平成20年度補正分)

表3 農業雇用支援事業の応募要件と助成内容

	農の雇用事業	新規参入希望者トライアル雇用支援事業
実施	国(全国農業会議所)	三重県
雇用期間	1年以上	6カ月以上
採用時期	平成20年9月(10月)以降	平成21年3月以降
労災保険	要	要
雇用保険	要(一部免除)	不要
助成金額	最高13万円/月	最高5万円/月
助成期間	最長12か月	6カ月
用途	研修(H21より住宅手当・通勤手当含む)	雇用に際し必要な経費

(聞き取りおよび募集要項等から整理)

五〜一六万円が相場」であり、月給が二〇万円を超える例はなかなかない。今回の事業では、その効果を五年後まで追跡調査することになっており、今回雇用された研修生・従業員が実際に定着するかについては、まずは事業終了後も雇用が継続するかにかかっていると担当者は考えている。その点では、特に収益があまり上がっていない経営体による新規雇用・事業採択については、雇用の継続性という意味で不安が残るとしている。

一方、県が実施している「トライアル事業」は、農の雇用事業の要件を満たすことが難しい経営や雇用事例について、県事業として(財源は国費)支援するものである。両者の違いについては表3に示した。筆者が県に取材を行った平成二十二年七月現在、二回の募集に対して延べ一九経営体から二六名の応募があり、一七経営体二二名を承認、うち農の雇用事業採択等による辞退を除く八経営体八名について交付決定している。

応募があった経営体は農の雇用事業との重複申請が多いため(重複受給は認めないが、申請は可としている)、作目の多岐性や被雇用側の年齢構成などは類似の状況である。県事業では就業条件に関する情報開示が得られたため、その状況をまとめたのが表4である。表4によれば、トライアル事業に応募するような経営体なり雇用事例における被雇者の主力は三〇歳代であること、多く

表4 「トライアル支援事業」申請者のプロフィール

項目		実数(人)	割合(%)
性別	男	18	72.0
	女	7	28.0
年齢	20歳代	9	36.0
	30歳代	11	44.0
	40歳代	5	20.0
農業経験	有	5	20.0
	無	20	80.0
雇用形態	正社員	18	72.0
	アルバイト	7	28.0
雇用期間	定めなし	17	68.0
	1～3年	6	24.0
	6カ月	2	8.0

(三重県農水商工部資料)

表5 都道府県別有効求人倍率の推移 (H20.5上位10都県)

	H20.5		H21.5		変動状況	
	有効求人倍率	順位	有効求人倍率	順位	差異	順位変動
愛知	1.80	1	0.49	13	-1.31	-12
東京	1.35	2	0.65	2	-0.70	0
群馬	1.28	3	0.46	17	-0.82	-14
岡山	1.25	4	0.57	5	-0.68	-1
三重	1.24	5	0.4	29	-0.84	-24
福井	1.23	6	0.51	10	-0.72	-4
石川	1.22	7	0.5	12	-0.72	-5
岐阜	1.20	8	0.45	19	-0.75	-11
栃木	1.19	9	0.37	36	-0.82	-27
広島	1.16	10	0.54	7	-0.62	3
全国	0.93	—	0.44	—	-0.49	—

(厚生労働省「一般職業紹介状況」)

の者が農業従事経験はおろか農業経験そのものが不足していること（表示は略したが、前歴は二四名が「他産業」、一名が「学生」、雇用としては期間の定めなく正社員として働いている人が多いことが分かる。すわなち、雇用就農者の主力は二〇歳代というより三〇歳代であり、農業経験はほとんどなく（経験ありと回答している者も、研修・実習・アルバイト程度であるという）。そして、これらの雇用就農者の多く（特に二〇歳代から三〇歳代前半）は、今回の不況に伴って離職を余儀なくされたというより、数カ月毎に職歴が積み重なるフリーターに近い職歴を持っている（担当者曰く「履歴書の職歴欄の行数が足りなくなるくらい」という）。

これらの事実、今回の政策支援により雇用就農者となった者が、農業に「安住の従事先」を見出す可能性がある一方、数ヶ月後ないし一年後には雇用就農経験が職歴一行分にカウントされ、他産業従事へと転出していく可能性も有している。

なお、今回事例として取り上げた三重県は、今回の景気悪化により地域経済が大きく冷え込んだ地域であることを付け加えたい。都道府県別の有効求人倍率をみると、平成二〇年五月の三重県のそれは一・二四と全国五位（一位は愛知県の一・八〇、全国平均は〇・九三）であったのに対し、一年後にあたる平成二一年五月には全

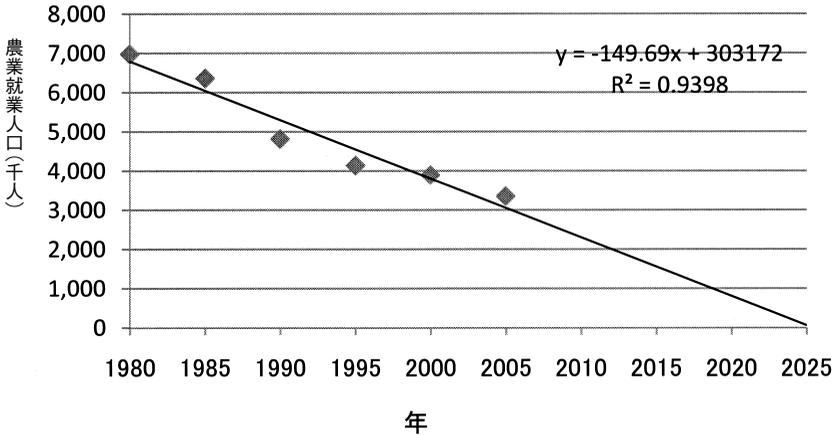
国二九位の〇・四〇（一位だった愛知県は〇・四九で一位、全国平均は〇・四四）と急速に悪化した。このような有効求人倍率の下落幅（〇・八四）は愛知県（一・三二）に次いで全国二番目の落ち込みであり、順位の変動（二四位ダウン）は、栃木県（一・一九↓〇・三七、九位↓三六位と二七位ダウン）、滋賀県（一・〇九↓〇・三五、一三位↓三九位と二六位ダウン）について全国三番目のワーストである（表5）。すなわち、三重県は今回の景気悪化の影響が最も大きく出た地域の一つであり、それが農業ないし新規就農者の動向にもそれなりのインパクトを与えたはずである。しかし、県の担当者からは、景気悪化により農業後継者（離職就農者）が例年より増えたとか、「派遣切り」にあった人々が農業法人に新たな雇用機会を求めているといった実感はないという。もちろん、今後状況が大きく変動する可能性も否定できないが、雇用情勢が大きく変動した三重県でも新規就農に関しては斯様な状況であることは確認しておく必要があるだろう。

## 六、おわりに

農業就業人口の減少および高齢化をもって、農業労働力のぜい弱化が指摘されて久しい。五年毎に実施される

図3 農業就業人口の推移

(「農業センサス」各年度版)



農業センサスでは、農業就業人口が毎年一五万人のペースで減少していることが確認でき、単純計算だと二〇二五年には農業就業人口がゼロになりかねない情勢である。すなわち、新規就農者の確保は急務の課題である。

一方、経済発展を果した国では国全体の就業人口に占める農業の割合は極めて小さくなる。したがって、今後の日本農業も恒常的に人手不足となる公算が高く、景況の動向でそれが大きく覆ることはない。ここで重要なのは、絶対数としては小さくても、農業に意欲ある担い手が農地を保全しつつ自由に経営を展開できるように、基盤整備・農地利用調整・補助金といった「外科的手術」と、不断の経営改善努力とその支援による「体質改善」を組み合わせ、より少ない農業就業人口でも質の高い担い手により農業の維持・発展が展望できるような経営環境の構築であると考えられる。

# 経済危機下の地域経済と雇用問題

京都大学大学院経済学研究科・教授 岡田 知弘

はじめに

「労働力調査」によると、二〇〇九年七月の完全失業率は五・七%と、一九五三年の統計開始以来最悪の記録を更新した。有効求人倍率も、過去最低の〇・四五倍となった<sup>(1)</sup>。昨年のリーマンショック以降、アメリカ市場に依存してきた日本の自動車、家電、金融資本は一気に業績を悪化させ、「派遣切り」「期間工切り」からはじまり正社員の解雇、工場・事業所閉鎖へと問題が深刻化している。また、サブプライムローンの破綻や株価の暴落は、資産が大幅に縮小した金融資本による「貸しはがし」「貸し渋り」を引き起こし、中小企業の経営は厳しさをましている。住民の暮らしが苦しくなり、地域経済が疲弊するなかで、税収減による地方財政危機も進行している。このため、アメリカを中心とする海外市場や不安定な金融派生商品に依存してきた、これまでの日本の経済

構造を根本的に見直し、内需拡大型あるいは地域循環型の経済構造に転換する必要があるという指摘が、各方面からなされてきている。

「構造改革」の矛盾が広がり、政治基盤の崩壊が進行するなかで、自公政権の最後の内閣となった麻生内閣は、「百年に一度の経済危機」というフレイズによって、かつてない規模の経済対策予算を組んだ。その景気対策の柱は、大型公共事業や、「環境対応車」・「グリーン家電」・「太陽光パネル」の購入補助であり、結局、業績悪化したゼネコンや、自動車、家電産業の救済事業がメインとなっている。しかも、その財源は大規模な国債発行にゆだね、借金返済は今後の消費税増税によってまかなうというものであり、国民の消費購買力の萎縮をまねくものとなっている。「定額給付金」や高速道路料金の値下げも、一時的な「バラマキ」であり、地域産業や市民生活の再建や持続につながるものではない。この結果、自動

車や家電産業での生産回復がみられるものの、景気回復には程遠い状況となっている。

そもそも今回の経済危機は、一方では金融・証券の自由化とグローバル化、他方では米国や日本での非正規雇用を中心とした「ワーキングプア」の増大が引き起こした「格差と貧困」の拡大による「生産と消費」の矛盾を基因とした世界恐慌であるといえる。海外への輸出競争力を増すために、日本の自動車、家電産業をはじめとした製造業は、二〇〇三年からの製造現場への労働者派遣の解禁を活用して、リーマンショックまで過去最高の収益をあげてきた。今回の経済危機から回復し、持続可能な日本社会、さらにその基底をなす地域経済を再生していくためには、輸出依存型経済構造だけでなく、雇用構造の根本的な転換を必要不可欠としているといえる。

とりわけ、農林水産物の輸入促進政策と価格下落、コメの大幅減反政策の継続によって農業所得の減少が著しい農村経済において、圧倒的多くの農家経済の所得源は兼業所得であり、その兼業先である商工業、サービス事業所の経済活動なしには、家計を維持することができない構造となっている。地域農業の持続的発展のためにも、農業以外の地域産業の動向は、決定的な意味をもっているのである。

小論では、今回の経済危機下における雇用問題の実相

を、都道府県単位の地域レベルに焦点をあてることで、具体的に把握してみたいと思う。完全失業率の全国平均値は、当然のことであるが、日本列島上のどの地域でも同じ水準であることを意味しない。それぞれの地域の産業、雇用構造の特質や、立地企業の経営行動によって不均等性を帯びている。観察対象を一国レベルから地域レベルに掘り下げることによって、国レベルで解決すべき政策課題と同時に、各地域における地方自治体や労働組合が解決すべき課題も浮かび上がってくるはずである。

## 1 麻生自公政権下の景気回復対策の限界

総選挙を目前にした二〇〇九年八月一七日、内閣府は、四〜六月期の国内総生産が年率三・七%の成長をとげ、5 四半期ぶりにプラスに転じたと発表した。戦後最悪の落ち込みとなったリーマンショック後の二〇〇八年一〇〜一二月期の年率一三・一%減からの急回復を印象づけようとしたものである。だが、この「成長」の内訳を見ると、中国等アジア向けの輸出の回復と公共投資によるものであり、景気の自律的回復のカギとなる雇用者報酬は実に前年同期比マイナス四・七%と、一九五六年以降最大の落ち込みを記録したのである<sup>②</sup>。

いわば、今回の経済危機の要因となった海外市場依存型の経済構造と、税負担を先送りした借金依存型の公共

図1 完全失業率の推移

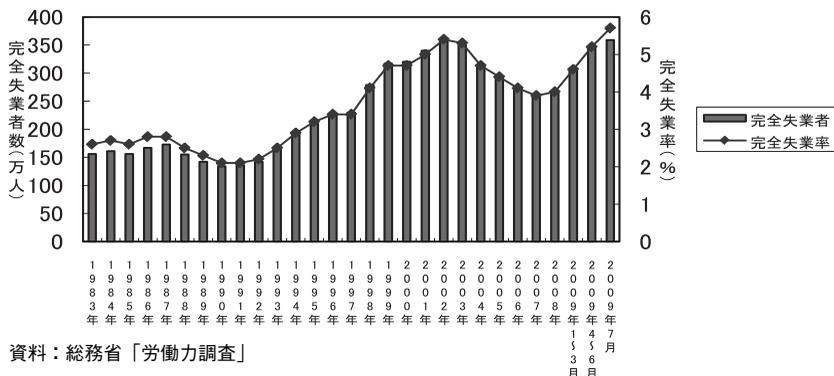


図2 地域別完全失業率の動向

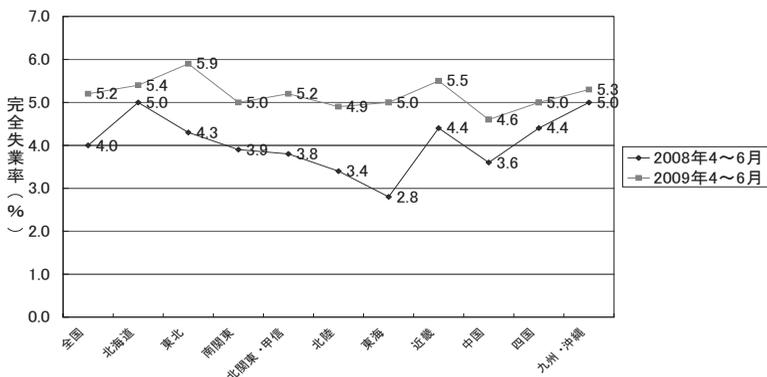
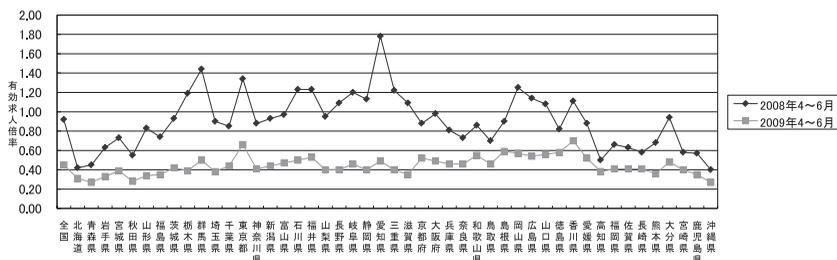


図3 都道府県別有効求人倍率の推移



投資の緊急出動によって、一時的に数字が上向いた状況であるといえる。だが、従来型の経済構造、景気対策の延長線上で、果たして日本の各地域の一人ひとりの生活が維持向上されるかたちで、経済は再生されるのだろうか。最大の問題は、景気の自律的回復と勤労者や国民生活の維持向上にとってもっとも重要な雇用人報酬が、構造改革期に引き続き、減少していることである。

雇用人報酬の減少は、失業率の高まりによる雇用人数の減少とボーナスや給与カットなどによる一人当たり支払い報酬額の減額による。前者については、**図1**に示したように、完全失業率が二〇〇九年に入ってから急激に高まり、七月には過去最悪の五・七%にまで悪化した。七月の完全失業者数は三五九万人に達し、六月からの一ヶ月間の増加幅は過去最大の一〇三万人に達した。

この結果、就業者数は、二〇〇八年七月からの一年間に一三六万人も減少したが、産業別に見ると、このうち一〇六万人を製造業が占め、以下「他に分類されないサービス業」の二九万人減、建設業の二三万人減が続く、製造業での就業者の減少が群を抜いていることが大きな特徴である<sup>(3)</sup>。

次に、雇用人数の動向を、四半期統計によってみてみよう。二〇〇九年四～六月期には、雇用人数は、全体として対前年同期比で七六万人も減少した。なかでも派遣

労働者やパート・アルバイトなどの非正規雇用が四七万人も減少しているうえ、正規職員・従業員も二九万人の減少を記録した点が注目される<sup>(4)</sup>。「派遣切り」「期間工切り」に象徴される非正規雇用の削減が六割を占めていることに加えて、正規職員・従業員の雇用削減も進行しているのである。

## 2 地域の雇用情勢

まず、地域別の完全失業率を**図2**で見よう。この図では、二〇〇九年四～六月期の完全失業率を、前年同期と比べている。まず目立つのは、東北がもっとも高い完全失業率（五・九%）を記録した点である。また、前年において完全失業率が最も低かった東海が、二・八%から五・〇%へと急激に悪化し、完全失業率の地域格差が縮小していることも注目される。前年同期においては、最低の東海（二・八%）と最高の北海道、九州・沖縄（五・〇%）との開きは二・二ポイントであったが、今年四～六月期では最低の中国（四・六%）と最高の東北との開きは一・三ポイントにまで縮まっているのである。

都道府県別に見た有効求人倍率も、同様の傾向を示している。**図3**は、同じく二〇〇九年四～六月平均の有効求人倍率を、前年同期比で示している。前年において最

表1 主要産業、規模別新規求人人数（パートタイムを含む）の推移

		2008年6月	2009年6月	増減数	増減率
合 計		648,454	503,546	▲ 144,908	-22.3%
産 業 別	D 建設業	47,846	37,241	▲ 10,605	-22.2%
	E 製造業	84,411	43,667	▲ 40,744	-48.3%
	09 食料品製造業	16,198	12,991	▲ 3,207	-19.8%
	11 繊維工業	4,593	2,790	▲ 1,803	-39.3%
	22 鉄鋼業	1,505	431	▲ 1,074	-71.4%
	24 金属製品製造業	7,080	2,984	▲ 4,096	-57.9%
	25 はん用機械器具製造業	6,357	1,821	▲ 4,536	-71.4%
	26 生産用機械器具製造業	3,834	1,161	▲ 2,673	-69.7%
	27 業務用機械器具製造業	2,562	851	▲ 1,711	-66.8%
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,936	1,843	▲ 2,093	-53.2%
	29 電気機械器具製造業	6,481	2,887	▲ 3,594	-55.5%
	30 情報通信機械器具製造業	2,062	931	▲ 1,131	-54.8%
	31 輸送用機械器具製造業	10,097	3,261	▲ 6,836	-67.7%
	G 情報通信業	25,585	14,009	▲ 11,576	-45.2%
	39 情報サービス業	22,367	11,468	▲ 10,899	-48.7%
	H 運輸業,郵便業	39,443	33,230	▲ 6,213	-15.8%
	I 卸売業,小売業	103,327	75,062	▲ 28,265	-27.4%
	50~55 卸売業	24,887	18,443	▲ 6,444	-25.9%
	56~61 小売業	78,440	56,619	▲ 21,821	-27.8%
	56 各種商品小売業	14,836	8,312	▲ 6,524	-44.0%
	J 金融業,保険業	7,096	6,132	▲ 964	-13.6%
	K 不動産業,物品賃貸業	11,234	8,375	▲ 2,859	-25.4%
	L 学術研究,専門・技術サービス業	23,716	16,909	▲ 6,807	-28.7%
	M 宿泊業,飲食サービス業	54,631	44,624	▲ 10,007	-18.3%
	N 生活関連サービス業,娯楽業	27,588	23,574	▲ 4,014	-14.5%
	P 医療,福祉	102,695	96,281	▲ 6,414	-6.2%
	83 医療業	50,394	46,101	▲ 4,293	-8.5%
85 社会保険・社会福祉・介護事業	51,594	49,538	▲ 2,056	-4.0%	
R サービス業（他に分類されないもの）	96,255	71,709	▲ 24,546	-25.5%	
S, T 公務（他に分類されるものを除く）・その他	8,626	16,585	7,959	92.3%	
規 模 別	29人以下	335,905	270,868	▲ 65,037	-19.4%
	30~99人	175,342	129,977	▲ 45,365	-25.9%
	100~299人	87,833	66,907	▲ 20,926	-23.8%
	300~499人	19,754	15,170	▲ 4,584	-23.2%
	500~999人	15,124	11,504	▲ 3,620	-23.9%
	1,000人以上	14,496	9,120	▲ 5,376	-37.1%

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況について」(平成21年6月分)。

高の有効求人倍率を示していたのは、自動車活況に沸いていた愛知県であり、実に二・七八倍であった。これが、一年後には〇・四九まで落ち込むのである。北関東や首都圏などの高倍率地域はおしなべて大きく低下し、もとも低水準にあった北海道や西日本地域との開差が縮小していることがわかる。

求人数の変動を、産業別、規模別に整理すると、表1のようになる。同表は、二〇〇八年六月の求人数と二〇〇九年同月のそれを比較している。この間に一四・五万人の求人数の減少があったが、産業別に見ると最大部分を占めているのは製造業の四・一万人であり、これに卸売・小売業の二・八万人減、他に分類されないサービス業の二・五万人減が続いている。ここでも、製造業における求人数の急減が際立っている。減少率でみると、全産業平均で二二・三％の減少に対して、製造業の場合には四八・三％の減少となっている。なかでも、実数では自動車を含む輸送用機械の六八三六八人減（六七・七％減）、減少率では鉄鋼（七一・四％）とはん用機械器具（同）の高さが目立つ。

また、事業所規模別に見ると、実数では二九人以下の最小規模層で六・五万人、三〇～九九人規模層で四・五万人の減少が目立っているが、減少率では最大規模の一〇〇〇人以上層での三七・一％が最大となっており、最

小規模層では一九・四％の減少率に留まっている。以上から、産業別では、自動車をはじめとする製造業、さらに規模別では最大規模層での求人数が激減し、それらが地域労働市場に大きな影響を与えていることがわかる。

### 3 「派遣切り」から「正社員・職員切り」へ

昨年来の経済危機下で、自動車や家電産業を中心に行なった雇用削減の対象の矛先は、まずは二〇〇三年からの規制緩和によって製造現場に取り込んだ派遣労働者や、期間工、請負労働者といった非正規雇用であった。

昨年末からの「派遣切り」に対抗して、「年越し派遣村」の運動や非正規雇用組合の結成と団体交渉の展開により、不当解雇の抑止、住宅保障、解決金の支払い、生活保護の受給認定など、さまざまな成果が生み出された。

では、これらの非正規雇用の雇い止めは、地域的には、どのような状況になっていたのだろうか。表2は、厚生労働省がまとめた二〇〇八年一月から〇九年九月までの雇い止め状況である。非正規労働者の雇い止め数が最も多いのは、愛知県の三万八七三三人であり、以下、長野県の一万一九九人、静岡県の九四七三人、三重県の八六六七人、東京都の八一五六人が続く。自動車産業の集積した愛知県や静岡県、さらに電気機械産業の多い長野県や三重県が上位に入り、東京都や大阪府を上回ってい

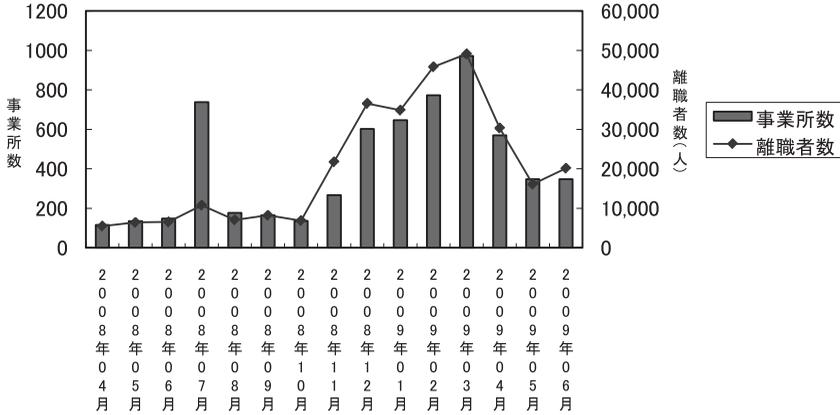
表2 都道府県別にみた非正規労働者の雇い止め（2008年10月～09年9月）

	雇い止め 事業所数 合計	雇い止め 人数合計	雇い止め				参考	
			うち 派遣	うち 契約	うち 請負	うち その他	2006年事業所 従業者数	雇い止め 比率
全国	3,841	229,170	139,341	51,420	17,953	20,456	58,634,315	0.39%
北海道	89	4,335	1,698	1,213	162	1,262	2,414,969	0.18%
青森県	55	3,146	1,657	631	640	218	579,268	0.54%
岩手県	118	4,712	3,060	1,106	123	423	600,029	0.79%
宮城県	148	5,150	3,992	334	463	361	1,066,890	0.48%
秋田県	132	3,487	1,843	988	27	629	487,803	0.71%
山形県	118	5,666	4,640	716	133	177	541,968	1.05%
福島県	204	7,258	4,648	1,212	440	958	911,463	0.80%
茨城県	73	5,292	2,745	966	1,018	563	1,273,140	0.42%
栃木県	75	5,802	2,977	1,581	1,025	219	921,976	0.63%
群馬県	83	4,490	2,447	1,763	101	179	955,820	0.47%
埼玉県	71	5,363	2,876	1,721	248	518	2,567,058	0.21%
千葉県	89	3,535	2,284	537	316	398	2,052,521	0.17%
東京都	123	8,156	535	3,842	3	3,776	8,704,870	0.09%
神奈川県	105	7,765	5,293	1,605	98	769	3,332,355	0.23%
新潟県	82	3,582	2,324	812	109	337	1,132,734	0.32%
富山県	60	4,454	3,475	804	48	127	561,487	0.79%
石川県	69	2,863	1,696	1,043	35	89	577,944	0.50%
福井県	33	2,617	2,286	119	152	60	404,338	0.65%
山梨県	62	3,555	2,043	1,101	195	216	396,194	0.90%
長野県	242	10,119	7,441	1,108	786	784	1,008,648	1.00%
岐阜県	91	7,294	5,662	683	469	480	953,273	0.77%
静岡県	141	9,473	6,324	1,461	642	1,046	1,825,065	0.52%
愛知県	131	38,733	21,682	12,508	3,293	1,250	3,762,487	1.03%
三重県	84	8,667	5,475	2,843	262	87	833,745	1.04%
滋賀県	47	5,830	3,368	449	1,405	608	608,478	0.96%
京都府	113	3,004	2,084	541	0	379	1,170,087	0.26%
大阪府	85	4,453	1,646	2,073	248	486	4,450,505	0.10%
兵庫県	92	4,207	3,476	286	255	190	2,286,140	0.18%
奈良県	111	1,812	997	228	23	564	465,090	0.39%
和歌山県	67	816	492	47	9	268	400,400	0.20%
鳥取県	97	2,392	1,839	223	40	290	261,500	0.91%
島根県	48	2,154	1,078	395	503	178	333,360	0.65%
岡山県	107	4,270	3,301	724	9	236	841,669	0.51%
広島県	75	5,759	4,421	1,093	146	99	1,346,007	0.43%
山口県	45	4,017	3,304	395	173	145	652,046	0.62%
徳島県	29	1,656	1,088	132	341	95	333,663	0.50%
香川県	31	883	675	176	2	30	463,693	0.19%
愛媛県	27	1,231	959	207	0	65	609,667	0.20%
高知県	23	621	152	396	65	8	320,127	0.19%
福岡県	72	4,075	2,460	523	766	326	2,216,448	0.18%
佐賀県	42	2,142	1,485	332	242	83	377,490	0.57%
長崎県	24	1,582	934	205	171	272	595,026	0.27%
熊本県	52	3,493	1,987	1,298	81	127	750,814	0.47%
大分県	65	4,436	1,514	548	1,870	504	528,028	0.84%
宮崎県	59	2,737	1,566	342	606	223	485,338	0.56%
鹿児島県	44	2,005	1,367	82	210	346	715,623	0.28%
沖縄県	8	81	45	28	0	8	557,062	0.01%

（注）：「契約」は、「期間工等」を指す。

資料：厚生労働省「非正規労働者の雇い止め等の状況について」（7月報告：速報）、2009年7月31日。総務省統計局「平成18年 事業所・企業統計調査結果」。

図 4 大量雇用変動届提出状況



資料：厚生労働省「大量雇用変動届提出状況」(平成20年度・21年度分)

ることに注目したい。しかも、愛知県、長野県、静岡県、三重県とも、派遣労働者の雇止めが最も多くなっている。これに対して、東京都の場合は、契約社員が三八四二人と最も多く、派遣は五三五人に過ぎない。大阪府の場合も、契約社員が最も多くなっている。このように、「派遣切り」は、愛知県を含む大都市圏以外の地方において特徴的に広がった現象であるといえる。それは、製造業で見ると、大手メーカーの国内製造現場の多くが、地方の分工場となっており、そこでの雇用調整がまずは派遣労働者から開始されたためであるといえる。

次に、雇止めされた労働者数を、二〇〇六年の事業所・企業統計による各県別従業者総数で除した「雇止め比率」を、同表の参考欄で見よう。全国平均では、〇・三九人であるが、最もウェイトが高い県は山形県の一・〇五％であり、これに三重県の一・〇四％、愛知県の一・〇三％、長野県の一・〇〇％が続く。山形県は、家電、自動車関係企業の立地が、一九八〇年代以来進行したところであるが、そこで生産の縮小が一気に行なわれたことによる。同じように、岩手県や秋田県、福島県といった東北諸県において、比較的高い比率を示している。西日本では、やはり大手家電メーカーが立地している鳥取県や大分県での比率が高くなっており、地域労働市場、地域経済に対して少なくない影響を与えているこ

表 3 30人以上離職した事業所及び離職者数の都道府県別動向

	2009年前 半期届出 事業所数	2009年前 半期届出 離職者数	2009年4～6月届出離職者数			
			合計離職 者数	うち正規 職員	うち非正規 職員	うち派遣 労働者
全国	3,684	196,239	66,503	37,607	16,612	12,284
北海道	103	4,324	1,233	629	432	172
青森県	42	1,984	544	213	313	18
岩手県	56	2,521	610	271	309	30
宮城県	72	2,905	939	464	305	170
秋田県	38	2,059	775	742	33	0
山形県	62	2,920	1,139	1,004	47	88
福島県	82	3,303	1,455	1,073	266	116
茨城県	65	4,078	1,664	605	809	250
栃木県	58	3,466	1,426	903	320	203
群馬県	71	4,346	1,319	621	45	653
埼玉県	129	6,485	2,541	1,283	897	361
千葉県	66	3,083	1,471	1,068	261	142
東京都	545	30,378	12,281	7,631	2,267	2,383
神奈川県	245	10,564	4,213	2,496	866	851
新潟県	74	3,247	1,268	1,124	120	24
富山県	70	3,353	1,816	1,145	348	323
石川県	36	1,239	359	258	36	65
福井県	27	923	155	65	6	84
山梨県	63	1,928	597	388	137	72
長野県	88	3,457	821	595	162	64
岐阜県	53	2,990	475	218	159	98
静岡県	152	10,333	2,296	1,096	396	804
愛知県	300	22,023	6,503	2,088	3,114	1,301
三重県	55	5,298	910	644	112	154
滋賀県	49	2,846	835	434	109	292
京都府	37	3,431	1,230	502	265	463
大阪府	277	15,176	5,626	2,212	1,798	1,616
兵庫県	97	4,163	1,386	957	99	330
奈良県	17	422	192	98	13	81
和歌山県	3	124	80	55	25	0
鳥取県	24	1,150	485	400	76	9
島根県	16	554	113	82	0	31
岡山県	51	2,881	697	627	70	0
広島県	71	3,288	530	227	175	128
山口県	29	1,167	333	201	32	100
徳島県	19	776	338	225	93	20
香川県	32	664	289	129	78	82
愛媛県	21	812	226	52	123	51
高知県	14	676	57	13	0	44
福岡県	150	7,804	2,328	1,202	666	460
佐賀県	24	1,392	835	697	138	0
長崎県	37	1,484	843	559	283	1
熊本県	62	4,280	1,053	779	241	33
大分県	46	2,629	947	628	283	36
宮崎県	22	1,492	342	331	10	1
鹿児島県	22	1,298	880	570	275	35
沖縄県	12	523	48	3	0	45

(注) 各月の速報値であり、その後数字が動いた可能性がある。

上記の件数には、離職者が30人に満たない再就職援助計画を提出した事業所も含む。

資料：厚生労働省「大量雇用変動届」各月版から集計。

とが確認できる。逆に、沖縄県などでは、非正規雇用の削減はあまり見られず、立地産業の特性による雇用調整の相違が大きいことを示している。

もっとも、すでに述べたように、今回の経済危機における雇用調整は、非正規雇用の削減に留まっているわけではない。工場・事業所の閉鎖や大規模縮小によって、正規雇用の削減も進行していることに注意しなければならぬ。図4は、離職者が三〇人以上に達する事業所数の動向を示している。この表の典拠資料は、厚生労働省が雇用対策法に基づいて事業者に対して義務付けている「大量雇用変動届」である。これは、「自己の都合または自己の責めに帰すべき理由によらないで、一ヶ月以内に三〇人以上の離職者が発生する場合、最後の離職が発生する一ヶ月前までに、その離職者総数をハローワークに届けねばならない」というルールに基づいて提出されている<sup>6)</sup>。昨年暮れから急激に、届出事業所数、離職者数が伸び、年度末の二〇〇九年三月には六四六事業所、四万九〇八二人の離職を記録した。このなかには、派遣労働者をはじめとする非正規雇用も含まれているが、正規雇用の削減も少なくない。

表3は、都道府県別に、二〇〇九年前半期(一～六月)の大量雇用削減事業所数と届出離職者数、さらに四～六ヶ月における雇用形態別離職者数を示している。これに

よると、非正規雇用の削減とは、やや異なる実態が浮かび上がる。二〇〇九年前期の離職者数が最も多い県は、東京都となっており、三万三七八人に達する。これに、愛知県の二万二〇二三人、大阪府の一万五一七六人、神奈川県の一五六四人が続いている。上位は、すべて大都市圏に属していることがわかる。

また、四～六ヶ月期に焦点をあてて、雇用形態別の離職者数を見ると、全国計では、六万六五〇三人の離職者のうち最も多いのは正規職員であり、派遣を除く非正規職員が一万六六一二人、派遣労働者が一万二二八人となっており、正規職員が五七%と最大部分を占めているのである。全体として、正規雇用の削減を中心とした雇用調整へと問題が深化していることが確認できる。

ただし、都道府県ごとに見ると、かなり異なった構成となっていることに注意しなければならない。例えば東京都や山形県などの多くの都道府県では、正規職員の離職者数が最も多くなっているが、愛知県や青森県、岩手県では正規職員の数を上回る非正規職員の削減が進行している。東京都の場合、金融ミニバブルの崩壊による影響が大きいといえる。このように、各地域の立地産業や立地事業所の性格の違いによって、雇用問題の表れ方が異なっているわけである。

#### 4 地域経済再生・雇用創出のために

今回の経済危機は、今後の日本の持続可能性について、重大な警告を発するものであったといえる。安易な金融のグローバル化による『投資立国』路線や、米国等海外市場に依存した輸出依存型経済構造、さらにそれを支えるための派遣労働者をはじめとする非正規雇用の拡大は、わずかの間に破綻し、経済的な側面での持続可能性をもたらすものではないことが明らかとなった。また、安価な海外農産物や輸入エネルギーに依存した日本の経済構造の脆弱性も、経済危機に伴って発現した食料危機やエネルギー危機によって露呈された。

この危機を起点にして、持続可能な経済構造に根本的に転換することが求められているといえる。短期間で雇用環境の激変をもたらしたのは、東北をはじめとする地方自治体が誘致した自動車、家電関係等の分工場であった。このような低賃金・不安定雇用を基盤にした輸出依存型企業やその地方分工場をベースにした地域産業は、グローバル競争のなかにおいてますます不安定化するることになり、雇用だけでなく地方税収の変動も激しくなるであろう。これらの産業の海外生産シフトは、今後、さらに進展すると予想されている。

日本経済、そしてそれを支える個々の地域経済の持続

可能な発展をめざすならば、何よりも、このような雇用制度の根本的見直しや解雇規制・工場閉鎖規制に向けた法的整備が必要である。また、基本食料の自給率を向上させる農業政策の確立や、農山村にある自然エネルギー資源（バイオマス、小型水力等）の活用を図り、就業機会とともに、食料安全保障、エネルギー安全保障、さらには国土保全や地球環境問題へも貢献するような戦略的な地域産業政策や、労働者が不足している医療・福祉分野での労働条件の大幅な改善も求められよう。民主党を中心とした新政権が、このような変革をなしえるかどうか、今後の日本の未来がかかっているといえる。

注

- (1) 『日本経済新聞』二〇〇九年八月二八日付、夕刊。
- (2) 『日本経済新聞』二〇〇九年八月一七日付、夕刊。
- (3) 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成二十二年七月分）による。
- (4) 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成二二年四～六月期）による。
- (5) 厚生労働省「『雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況及び支給決定状況、残業削減雇用維持奨励金に係る計画届申請状況並びに大量雇用変動届提出状況』について」平成二十二年七月三十一日。

# 消えた「モカ」 コーヒーと原産地との関係性

京都大学大学院農学研究科・准教授 辻村 英之

## コーヒーの元祖「モカ」

エチオピア・アビシニア高原に自生していたコーヒーの木が、紅海をわたって、イエメンで栽培されるようになったのは、六世紀のことであるといわれている。しかしコーヒー飲用が大きく普及したのは、アラブにおいては一六世紀、ヨーロッパにおいては一七世紀になってからである。その後、オランダ植民地ジャワにおける強制栽培によって大幅な増産が実現し、一八世紀にはオランダが、コーヒーの支配権をアラブから奪い取った(注1)。それ以前はイエメンのモカ港から、イエメン産あるいは同国経由のエチオピア産のコーヒーが、世界中の消費国へと輸出されていたのである。

このコーヒーの元祖である「モカ」は、現在の日本でも最も人気が高いコーヒーの一つであり、「コーヒーの代名詞」と表現されることもある。上記の理由で、モカ港のあるイエメン産のみでなく、エチオピア産も含めて、「モカ」コーヒーと呼称するのが一般的である。

## コーヒーの表示規約

日本においても、全日本コーヒー公正取引協議会が定め、公正取引委員会が認定した「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約及び施行規則」が、イエメン産のアラビカコーヒー豆を「モカマタリ」、エチオピア産のハラール地区のアラビカコーヒー豆を「モカハラール」と表示するよう定めている。

ただしこの表示規約は、原産地(原料生豆の産地)の正確な表示を求めているわけではない。エチオピアには、ハラール地区以外にもシダモ地区やイルガチエフェ地区などの有名な産地があるが、それらの表示基準はない。「モカマタリ」の表示により、イエメン産とエチオピア産の区分を明確にするのがその目的であろう。

さらに、例えば著者が研究対象にするタンザニア産のコーヒーの場合、ブコバ地区を除くタンザニア全土でとれるアラビカコーヒー豆を「キリマンジャロ」と表示できる。タンザニア南部の国境付近にあるソングア地区や

ムベヤ地区でとれるコーヒー豆であっても、北部の国境沿いにあるキリマンジャロ山の名前を付して販売できるのである。

原産地表示を求めめるのではなく、ブランド力の強い原産地名に限って、その濫用を防ぐ呼称統制の性格が強い規約である（注2）。

### 消えた「モカ」と残留農薬問題

現在、イエメンにおける年間生産量は約一万八千トンに過ぎず、「モカ」コーヒーのほとんどが、二六万トン（世界第五位）の生産量を誇るエチオピア産である。日本の輸入量（二〇〇七年）も、四五五トンのイエメン産に対し、エチオピア産は約二万九千トン（ブラジル、コロンビア、インドネシア、ベトナムに次ぐ第五位）であり、日本で消費される「モカ」の九八・五％がエチオピア産であることがわかる。

「独特の香りとまろやかな酸味とコクがある」コーヒーとして人気の高い、この伝統のコーヒー「モカ」が、日本の市場から消えつつある。二〇〇八年の輸入量は八、四一三トンに激減し（七一％減）、さらに本年は、ほとんど輸入がなされていない。その原因は残留農薬問題である。二〇〇八年四〜五月、エチオピア産豆の輸入時のモニタリング検査（五％の割合の抜き打ち検査）にお

いて、基準値を超える残留農薬が相次いで検出され、それ以降、検査命令（全量検査）が続いている。

汚染源については、当該豆を輸入した商社はもちろん、全日本コーヒー協会もエチオピアまで出向いて解明に努めたが、特定することはできなかった。豆自体には問題を確認できず、輸送用の麻袋に農薬が付着していた可能性が高いと、同協会は説明している。

### コーヒーのトレーサビリティとリスク

この超過残留農薬の検出は、エチオピア産コーヒーのみの問題ではない。本年六月には、輸入量の約三割を占める（第一位）ブラジル産コーヒーに対しても、全量検査の命令が発せられた。過去においても、ブラジル産やコロンビア産に対して全量検査が命じられ、その度に汚染源が探索されたが、特定できずに終わっている。

産地までの距離が地理的、時間的に遠く、かつ日本の商社による産地からの直接購入は少なく、その中間に複数の流通・貿易業者が介在していることが、汚染源の特定を困難にしている。また輸出段階で、生産国内の複数の産地の豆を「ブレンド」していることも多く、産地まで遡及するのが困難である。

誤解している者もいるが、「モカ」の輸入が禁止されているわけではない。全量検査の費用は商社負担であり、

その小売価格が高くなり過ぎることを嫌っている。さらに不適格豆は廃棄・積み戻しとなるので、その損失を商社が恐れている。つまり栽培・流通履歴をたどれないため、超過残留農薬の検出と、それによって商社が損失を被るリスクが高く、輸入に踏み切れないのである。

既に指摘されているように、日本における残留農薬の基準値が厳し過ぎること、残留農薬は焙煎によって揮発するため健康への悪影響のリスクは低いこと、などはその通りである。しかし基本的な問題は、トレーサビリティのシステムが整備されておらず、商社が損失リスクを制御・低減できないことである。信頼できる産地・生産者からの調達であることが保証されていけば、全量検査を恐れる必要はない。

### 「サステナブル」コーヒーと認証制度

最近、特別な品質により差別化されたコーヒーが目立つようになってきた。コーヒーの従来からの品質、つまり香りと味が、この上なく高いことを差別化要因とする「スペシャルティ」コーヒーと、環境保全や生産者支援などの社会的貢献ができるという、新しい品質概念の下で差別化された「サステナブル」コーヒーである(注3)。

「スペシャルティ」とは、カップテスト(官能評価)で高得点を得た特定農園・産地から購入された(契約栽培

が多い)、最高香味コーヒーのことである。「サステナブル」は、「有機」「森林保全」「行動規範」「フェアトレード」の四種類のコーヒーから成り、どれも認証制度によって品質が担保されている。

「有機(JAS)」については、化学的に合成された肥料・農薬を収穫前の三年以上使用しない生産方法とそれが混ざらない流通・加工方法が認証される。「森林保全」については、最も普及が進む「レインフォレスト・アライアンス」の場合、自生する樹木を伐採せずにコーヒーの日陰樹として活用する、環境保全的な生産方法(特に日陰樹の本数・樹種数・多層構造など)が認証される。

標準コーヒーとは対照的に、「スペシャルティ」「有機」「森林保全」コーヒーは、どれも農園・産地との一定の関係性を持ち、その表示によって品質の高さを示そうとすることも多い。また「有機」「森林保全」については、遡及が目的ではないが、栽培・流通履歴などが記録される。

### 「行動規範」「フェアトレード」と産地・生産者との関係づくり

「フェアトレード」(国際フェアトレード・ラベリング機関(FLO)の認証制度)については、小農民の貧困

緩和をめざし、特に輸出価格の設定方法（最低輸出価格の保障、フェアトレード・プレミアム（産地の社会開発経費として利用）の支払い）が認証される。

そして「行動規範」については、最も普及が進む「グッド・インサイド」の場合、「有機」「森林保全」「フェアトレード」が追求する「サステナブル」のレベルを下げて、行動規範（Code of Conduct）として統合し、その実施（栽培・加工・流通）履歴が記録される。European APに準拠しており、特に肥料・農薬の使用履歴の管理が厳密である。また最終商品に表示してある固有番号により、農園まで遡及することが可能であり、「トレーサブル」コーヒールと呼ばれることもある。

産地の表示さえなされない標準コーヒールにおいては、生産者と消費者が完全に分断されている。しかし「グッド・インサイド」は、認証制度とトレーサビリティのシステムにより、両者を結び付ける。その結果、既述のリスク低減が容易になり、日本においても、大手の商社・焙煎業者などが競うように取り扱いをはじめている。

さらに日本の「フェアトレード」は、有機農業運動を主導してきた生協、NGOなどの影響を強く受けている。そのため認証制度によって担保される産地・生産者との関係では飽きたらず、同運動が重視する産消提携の国際版として「フェアトレード」を位置付け、産消交流

プロジェクトや産地育成プロジェクトなどを実施することが多い。

その結果、産消の関係性が深化し、共生の価値観を共有できるようになれば、自ずと支え合いシステムが発展していくだろう。私たちの毎日の食卓に欠かせないおいしいコーヒールを、安全に供給する生産者の努力が持続するよう、消費者が買い支えるシステムである。

地球の反対側に原産地があるコーヒールにとって、産消の支え合い関係の構築は容易ではない。しかしめざすべき方向は、国内農産物と同じなのである。

注

- 1) 詳しくは、ニーナ・ラティンジャー／グレゴリー・ディカム（辻村英之監訳）『コーヒール学のすずめ』豆の栽培からカップ一杯まで『世界思想社、二〇〇八年、第一章、を参照されたい。
- 2) ただし生豆の生産国名については、「必要な表示事項」とされている。ブレンドの場合も、生豆生産国名の主要なものを、原則的に重量の多い順に表示することになっている。
- 3) 詳しくは、辻村英之『おいしいコーヒールの経済論』『キリマンジャロ』の苦い現実』太田出版、二〇〇九年、第七章、を参照されたい。

## 編集後記

◎ 〇八年の新規就農者数が僅か六万人。厳しい雇用情勢のもとでも増えているのは法人等への雇用就農者であり、親のあとを継ぐなどの自営就農者数は前年比二二・九%減の五万人足らずと、依然として大幅な減少に歯止めがかかっていない。

理由は、農林水産業に携わる労働に対する評価があまりにも低いからであり、日がな一日土と格闘しても生活が成り立たない親の姿を見れば、とても後を継ぐ気にはなれないだろう。

その農業のおかれた現状を、山形県の山あいに住む農民作家の佐藤藤三郎さんは冷徹に分析しておられる。「なお企業の人は、農業コストを安くしろ」と言います。結局、誰かを犠牲にして成り立っているんだね。進歩と退歩。ほどほどに調整していく力が政治にないんです。企業も安い賃金で社員の生活を間に合わせるためには、食べ物安くはないと困るから」と。飾り気のない、飄々としたことばに真実が満載されている。

海外に自動車や家電を売り、資源と食料を買うといういびつな経済を何時までも続けていたら、佐藤さんのいう「食べ物他他人任せにしない」という精神が失われた

ら、国は滅びてしまいます」が、現実になってしまおう。

◎ 衆議院選挙で圧勝した民主党を中心にして、民主党、国民新党の三党連立政権が発足した。鳩山新首相は、「とことん国民のための政治をつくる。脱官僚依存の政治を実践していく」と語り、その象徴として事務次官会議を廃止し、予算編成方針を決める「国家戦略局」、行政の無駄や不正を監視する「行政刷新会議」、省庁間にまたがる政策課題を関係閣僚で調整する「閣僚委員会」を設置し、「政治主導」の意志を示した。

これまでも幾度となく語られてきた「政治主導」。しかし、映った「政治主導」は、本来厳しい政策判断を要求される政治家が自らの任務を官僚に丸投げ、その官僚が意見を調整し落とすところを探るといふ風景だった。

課題山積の中で赤松農水相が誕生した。農相は会見で「減反は効率的で地域も潤うように見直す。戸別所得補償は十一年度から本格実施したい。FTAはいろんな意見があり、正しい意見に変えることもやぶさかでない」と、掲げた政策実施への決意と、自らの意見に拘泥しない柔軟性も示した。

現状からの変化を期待した国民。時間はかかっても、少しでも「政治が変わった」と実感できるよう新政権に期待したい。

(太田)